#### 環境省が実施した政策評価についての個別審査結果

#### 1 審査の対象

「政策評価に関する基本方針」(平成17年12月16日閣議決定。以下「基本方針」という。)では、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」等に重点的かつ計画的に取り組むこととされている。

今回審査の対象とした政策評価は、次のとおりである。

- ア 「平成 20 年度環境省政策評価書(事後評価)」(平成 21 年 8 月 28 日付け環境政発 第 090821002 号による送付分)における実績評価方式による 9 件の政策評価
- イ 「平成20年度環境省政策評価書(事後評価)」(平成21年8月28日付け環境政発 第090821002号による送付分)における事業評価方式による1件の政策評価(事後)

#### 2 実績評価方式による政策評価についての審査

(1) 審査の考え方と点検の項目

#### (目標の設定状況)

実績評価方式は、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であるので、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である(注)。

- 目標に関し達成すべき水準が数値化されているなど具体的に特定されているか どうか。
  - (注)達成すべき目標は行政活動の一定のまとまりを対象として設定されるものであり、様々な要素を包含することとなる。このため、その具体的な達成水準を一義的に示すことは一般的に困難であり、その場合、関連した測定可能な指標を用いて、それぞれの指標ごとに達成水準を示す具体的な目標を設定し、その実績の測定をもって、達成すべき目標の達成水準の測定に代えることが必要となる。そのような措置を講じている府省の審査においては、達成すべき目標と測定可能な指標との構造を明らかにした上で審査を行うものとする。

#### (2) 審査の結果

「平成20年度環境省政策評価書(事後評価)」における実績評価方式による9件の政策評価についての審査の結果(事実確認の整理結果)は、以下のとおりである。

# 政策評価審査表 (実績評価関係)

		目標に	二関し達成しようとする水準が数値化	等により	り特定されている政策	策の有無	
政策番号	政策		達成すべき目標 (「達成目標」)	指標数		目標値	指標の 目標値 等の有 無
1	地球温暖化対策の推進	0	地球温暖化防止に関する取組を 国際的に協調して行っていくため に1992年(平成4年)に採択され た気候変動枠組条約が究極的な目 的に掲げる「気候系に対する危険 な人為的影響を及ぼすこととなら ない水準において大気中の温室効 果ガスの濃度を安定化させるこ と」を目指す。 京都議定書における2008年(平成20年)から2012年(平成24年) の温室効果ガス排出量6%削減約束 を確実に達成する。	1	温室効果ガスの総 排出量[C02換算 ドッ]	11億 8,600万	0
		0	目標 2008年(平成20年)から 1-1 2012年(平成24年)のエネル ギー起源二酸化炭素の排出量 を、1990年(平成2年)の水 準から基準年総排出量比で +1.3~2.3%の水準とし、非 エネルギー起源二酸化炭素、	5	エネルギー起源二酸化炭素の排出量[C02換算 ½]	10億 7,600万 ~10憶 8,900万	0
			メタン及び一酸化二窒素の排出量を同じく基準年総排出量 比で▲1.54%の水準にする。 また、2008年(平成20年) から2012年(平成24年)の代 替フロン等3ガスの排出量を		非エネルギー起源 二酸化炭素、メタ ン及び一酸化二窒 素の排出量[C02換 算り]	7 1億3, 200 万	0
			1995年(平成7年)の水準から基準年総排出量比で▲ 1.6%の水準にする。		代替フロン等 3 ガスの排出量[C02換算 り]	3,100万	0
					(間接) 1 世帯当たりの二酸化炭素排出量[C02換算り]		_
					(間接)業務その他 部門の床面積当た りの二酸化炭素排 出量[CO2換算り]	ı	_
		0	目標 京都議定書第一約東期間に 1-2 おける温室効果ガスの吸収量 として、京都議定書目標達成 計画に記載されている目標で ある1,300万炭素トン(3.8%) を確保する。	1	温室効果ガスの吸収量[C02換算り]	4,767万	0

		目標に	二関し達成しようとする水準が数値化	等により	り特定されている政策	策の有無	
政策番号	政策		達成すべき目標 (「達成目標」)	指標数	測定指標	目標値	指標の 目標値 等の設 定の有
			目標 我が国における京都メカニ スム (CDM・JI・国際排出量 取引)活用のための基盤整備を進めるとともに、事ズムへの関心や理解を深め、の親心や理解を深め、の我が国の取組を加速させることにより、国内排出削限の約束をはいる対策に最大の約束で最大のではなお京都議定書の約束をはに不足する差分(基準年総排出量比1.6%)に相当するクレジットを取得する。	1	クレジット取得量 [C02換算 <sup>ト</sup> <sub>ン</sub> ]	約1憶	0
2	地球環境の保全	0	オゾン層保護対策、酸性雨・黄砂対策及び地球環境分野における 国際協力・研究調査などを通じて、地球規模の環境を保全する。				
		0	目標 オゾン層の状況の監視を行 2-1 い、オゾン層破壊物質の生産・消費規制、排出抑制対策を実施し、さらにフロン類の回収・破壊を推進することにより、オゾン層の保護・回復	4	ハイドロクロロフ ルオロカーボン (HCFC) 消費量 [ODP <sup>ト</sup> <sub>&gt;</sub> ]	0	0
			を図る。		業務用冷凍空調機器からのフロン類回収量[ドシ]	増加傾向 を維持	Δ
					PRTR によるオゾ ン層破壊物質の排 出量のODP換算値 [ODP <sup>ト</sup> 。]	減少傾向 を維持	Δ
					(参考)南極のオ ゾンホールの面積 [万km2]	_	
		0	目標 「東アジア酸性雨モニタリ 2-2 ングネットワーク (EANET)」及び調査研究の 国際的な協調、国内における 長期モニタリングの性はなる	4	EANETモニタ リング(酸性沈 着)地点数[地点]	55	0
			くモニタリングの実施を行う ことにより、東アジア地域で の酸性雨等の大気汚染問題に 関する協力を推進するととも に、北東アジア地域において		EANET分析精 度管理目標達成率 [%]	100	0
			国際的に協調した黄砂モニタ リングネットワークの確立、 共同研究の実施、及び国内モニタリングを進めることで、		国内酸性雨モニ タリングの年間測 定値有効地点率 [%]	100	0
			黄砂の被害緩和に向けた地域 協力を推進する。		国内ライダー設 置地点数(環境省 設置地点)[地点]	17 (5)	0

T-L		目標に	- -関し達成しようとする水準が数値化	,等により	り特定されている政策	策の有無	
政策番号	政策		達成すべき目標 (「達成目標」)	指標数		目標値	指標の 目標値 等の有 無
			目標 海洋環境保全に関する各条 約及び国内法の着実な実施画 図るとともに、国連環境計画が推進する日本海及び英 対象とした「北西太平洋に 海行動計画(NOWPAP)」に づく取組等により、国際発 連携の下で油流出事故の発生 時における適切な対応や 漂着ゴミ対策を図る。	1	陸上で発生した廃 棄物の海洋投入処 分量[万 <sup>ト</sup> <sub>&gt;</sub> ]	250	0
		0	目標 環境に関する世界的な枠組 2-4 みづくりやルール形成等への 主導的な貢献、開発途上地域 における環境保全のための支 援、国際研究協力の推進など を通じて、地球環境分野にお いて国際協力及び研究調査な どを推進する。	1	(間接)南極保護法 に基づく南極渡航 者の手続き率[%]	100	0
3	大気・土壌 水・土壌 環境等の 保全	0	大気汚染・騒音・振動・悪臭に 係る大気環境基準、人の健康の保 護及び生活環境の保全に関する水 質環境基準等の目標の達成・維持 を図り、また、北壌汚染にるとと をリスクを適切に管理することに より、生活環境を保全し、 国民の 安全と安心を確保する。				
			目標 固定発生源及び自動車等か 3-1 固定発生源及び自動車等か 気が見し、大気による大気で、 大気では、大気では、 大気では、 大気では、 大気では、 大気では、 大気では、 大気では、 大気では、 大気では、 大気では、 大気では、 大気では、 大気では、 大気では、 大の保全のののでとなるののでとなる。 の保となるがの、 でいました。 の保となるがの、 でいまるで、 がいる。。 の保ををいる。 の保をののである。 ののでは、 の		全国の一般環境大 気制に係る 大気を 大気を 大気を 大気を 大気を 大気を 大気を 大気を 大気を 大気を	以下のと おり 100 100 100 100 100 100 100	

		目標に	- :関し達成しようとする水準が数値化	;等により	り特定されている政治	策の有無	
政策番号	政策		達成すべき目標 (「達成目標」)	指標数		目標値	指標の 目標値 等の有 無
					アクリロニトリ ル	100	/
					塩化ビニルモノ マー	100	/
					水銀	100	/
					ニッケル化合物	100	/
					クロロホルム 1,2-ジクロロエ	100	/
					タン		/
					1,3-ブタジエン	100	/
					全国の自動車排出 ガス測定局におけ る大気汚染に係る 環境基準達成率 [%]	以下のと おり	0
					二酸化窒素(N02)	100	
					浮遊粒子状物質 (SPM)	100	
					光化学オキシダント	100	
					二酸化いおう (SO2)	100	
					一酸化炭素(CO)	100	
					大都市地域における自動車排出ガス 測定局における大 気汚染に係る環境 基準達成率[%]	以下のとおり	0
					二酸化窒素(N02)	100	
					浮遊粒子状物質 (SPM) (間接) 低公害車	100	
					の普及台数[万台]		
					(間接)燃料電池 自動車の普及台数 [台]	50, 000	0
					(参考)一般環境 大気測定局の数 [局数]		
					(参考) 自動車排 出ガス測定局の数 [局数]	_	

			目標に	関し	達成しようとする水準が数値化	と等により	り特定されている政	策の有無	
政策番号	政	策			達成すべき目標 (「達成目標」)	指標数	測定指標	目標値	指標の 目標値 等の有 無
			0	目標 3-2	騒音に係る環境基準の達成 状況を改善させ、騒音・振 動・悪臭公害を減少させると ともに、ヒートアイランド対		騒音に係る環境基 準達成率(一般地 域)[%]	100	0
					策や光害対策を講じることにより、良好な生活環境を保全する。		騒音に係る環境基準達成状況(道路に面する地域)[達成割合(%)/(評価対象:千戸)]	100	0
							航空機騒音に係る 環境基準達成状況 (測定地点ベー ス)[%]	100	0
							新幹線鉄道騒音に 係る環境基準達成 状況(測定地点 ベース)[%]	100	0
							(参考)騒音に係る 苦情件数[件]		
							(参考)振動に係る 苦情件数[件]		_
							(参考)悪臭に係る 苦情件数[件]	_	_
							(参考)都市域における年間の30℃超高温時間数、熱帯夜日数[時間/日]	-	1
							(参考) スター ウォッチングネッ トワーク参加者数 [人]	_	_
			0	目標 3-3	水質汚濁に係る環境基準等 の目標を設定して、その達成 状況の改善を図るとともに、		健康項目基準達成率[%]	100	0
					適切な地下水管理を推進して 地盤沈下の防止及び湧水の保 全・復活を図る。また、これ らの施策と併せ、環境保全上 健全な水循環の確保に向けた		生活環境項目 (BOD /COD) 基準達成率 [%]	100	0
					取組を推進し、水環境を保全 する。		各湖沼水質保全計画に定める目標値 [mg/ギネ]	以下のと おり	0

		目標に	□関し達成しようとする水準が数値化 ■	等により	り特定されている政策	策の有無	
政策番号	政策		達成すべき目標 (「達成目標」)	指標数	測定指標	目標値	指標の 目標値 等の有 無
					大面	8.2 0.92 0.10 7.6 0.86 0.090 7.4 0.84 0.074 8.9 2.7 0.10 8.5 2.6 0.15 2.9 0.30 9.** ## 4.2 0.33 0.018 7.5 1.2 0.17 4.8 0.65 9.4 0.048 4.5 0.048 4.5 0.048 4.5 0.048 4.7 0.048 4.9 0.048 4.9 0.048 4.9 0.048 4.9 0.065 0.065 0.065 0.067	

		目標に	関し達成しようとする水準が数値	化等により	り特定されている政策	策の有無	
政策番号	政策		達成すべき目標 (「達成目標」)	指標数	測定指標	目標値	指標の 目標値 等の設 定の有
					瀬戸内海における 水質環境基準の達 成率 (COD、全窒 素・全燐の順) [%]	100/100	0
					瀬戸内海 (大阪湾を除く) における 水質環境基準の達 成率 (COD、全窒 素・全燐の順) [%]	100/100	0
					大阪湾における水 質環境基準の達成 率 (COD、全窒 素・全燐の順) [%]	100/100	0
					東京湾における水 質環境基準の達成 率 (COD、全窒 素・全燐の順) [%]	100/100	0
					伊勢湾における水 質環境基準の達成 率 (COD、全窒 素・全燐の順) [%]	100/100	0
					有明海における水 質環境基準の達成 率 (COD、全窒 素・全燐の順) [%]	100/100	0
					八代海における水 質環境基準の達成 率 (COD、全窒 素・全燐の順) [%]	100/100	0
					東京湾、伊勢湾及 び瀬戸内海におけ る汚濁負荷量 (COD、全窒素・ 全燐の順)[トッ/ 日]	897. 0 787. 0 53. 0	0
					赤潮の発生件数 (瀬戸内海・有明 海・八代海の順) [件]	_	_
					地下水基準達成率 [%]	100	0
					年間2cm以上の地盤沈下面積[km2]	_	_
					湧水の把握件数 [件]	_	_

		目標に	関し	達成しようとする水準が数値化	等により	り特定されている政策	策の有無	
政策番号	政策			達成すべき目標 (「達成目標」)	指標数		目標値	指標の 目標値 等のお 定の有
						(間接)排水基準 違反件数[件]	0	0
						(間接)環境基準 を超えるダイオキ シン類を含む底質 に関する対策着手 率・完了率[%]	100/100	0
						(参考) 常時監視 における要監視項 目測定地点数[地 点]	_	_
						(参考)公共用水 域水は時間で 域水はは点(検体生性) (機成果) (最成果) (最成果) (最成果) (最成果) (最成果) (最成果) (最成果) (最成果) (最成果) (是成果) (最成果) (最成果) (最成果) (最成果) (是成果) (最成果) (是成是) (是成果) (是成果) (是成是) (是) (是) (是) (是) (是) (是) (是) (是) (是) (	_	_
						(参考)瀬戸内海における埋立免許面積 (各年の数値は前年の11月2日~11月1日までの合計 [デル])		_
						(参考) 地下水質 常時監視における 測定井戸数(概況 状況、ダイオキシ ン類の順) [本数]		-
						(参考)全国水生生物調查参加人数 [人]		_
		0	目標 3-4	土壌汚染による環境リスク を適切に管理し、土壌環境を 保全する。	13	農用地土壌汚染対 策地域の指定解除 率[%]	100	0
						土壌汚染対策法に 基づく、措置の必 要な指定区域にお ける措置等の実施 率[%]	100	0
						ダイオキシン類土 壌汚染対策地域の 対策完了率[%]	100	0

		目標に	関しi	<b>達成しようとする水準が数値化</b>	;等により	り特定されている政治	策の有無	
政策番号	政策			達成すべき目標 (「達成目標」)	指標数		目標値	指標の 目標値 等の有 定の有
						(参考)農用地土 壌汚染対策地域の 指定面積(累 計)[ <sup>2,2</sup> ]	_	
						(参考)農用地土 壌汚染対策地域の 指定解除面積(累 計)[タネイ]	_	_
						(参考)農用地土 壌汚染対策地域数 (年度末)[地域]	-	_
						(参考)農用地土 壤汚染対策地域全 解除数(累計)[地 域]	_	
						(参考) 土壌汚染 対策法に基づく指 定区域として指定 された数(年度 別)[区域]	_	-
						(参考) 汚染の除去により指定区域が解除された数(累計) [区域]	_	П
						(参考) ダイオキ シン類土壌汚染対 策地域の指定面積 (累計) [m2]	_	_
						(参考) ダイオキ シン類土壌汚染対 策地域の対策完了 面積(累計) [m2]	_	
						(参考) ダイオキ シン類土壌汚染対 策地域数 (累計) [地域]	_	_
						(参考) ダイオキ シン類土壌汚染対 策地域対策完了地 域数(累計)[地域]	_	-
		0	目標 3-5	ダイオキシン類について、 総排出総量を平成22年までに 平成15年比で約15%削減し、 環境基準の達成率を100%にす	3	ダイオキシン類排 出総量削減率 (H15年比)[%]	約15	0
				る。また、農薬について水産 動植物の被害防止に係る新た な登録保留基準を速やかに設 定する。		ダイオキシン類に 係る環境基準達成 率[%]	以下のと おり	0
						大気 公共用水域水質	100	

		目標に	関し達	成しようとする水準が数値化	等により	り特定されている政策	策の有無	
政策番号	政策			達成すべき目標 (「達成目標」)	指標数	測定指標	目標値	指標の 目標値 等の設 定の有
						公共用水域底質	100	
						地下水質	100	
						土壌	100	
						新たな水産動植物 の被害防止に係る 登録保留基準の設 定農薬数[剤数] (累計)	300	0
4	廃棄物・ リサイク ル対策の 推進	0	の適正 の確保 が 抑制し、	物の発生の抑制、循環資源 な利用の促進、適正な処分 により、天然資源の消費を 、環境への負荷が低減され 型社会を構築する。				
		0	*	循環型社会形成推進基本計 国等を着実に施行して国内に おける循環型社会の構築を知	3	資源生産性[万円/ ドչ] (GDP÷天然資 源等投入量)	42	0
			彳	るとともに、ゴミゼロ国際化 庁動計画等に基づいて国際的 な循環型社会構築を図る。		循環利用率[%] (循環利用量÷総 物質投入量(天然 資源等投入量+循 環利用量))	14~15	0
						最終処分量[百万 <sup>1</sup> 。](廃棄物最終 処分量)	23	0
			R	各種リサイクル法の円滑な を行等により、循環資源の3 ((リデュース、リユース、 リサイクル)を推進する。	7	容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量 [千 <sup>1</sup> / <sub>2</sub> ]	以下のと おり	0
						無色のガラス製容器	356(計画値)	
						茶色のガラス製 容器 その他の色のガ	307(計画値) 184(計画	
						ラス製容器	値) 171(計画	
						ペットボトル	値) 340(計画	
						プラスチック製	値) 1,004(計	
						容器包装 スチール製容器	画値) 307(計画	
						アルミ製容器	値) 152(計画 値)	
						段ボール製容器	781(計画 値)	
						飲料用紙製容器	28(計画 値)	

		目標に	:関し達成しようとする水準が数	数値化等により	り特定されている政策	策の有無	
政策番号	政策		達成すべき目標 (「達成目標」)	指標数	測定指標	目標値	指標の 目標値 等の設 定の有
					家電リサイクル法 における特定家庭 用機器の再商品化 率[%]	以下のと おり	0
					家庭用エアコン テレビ 冷蔵庫・冷凍庫 洗濯機	60 55 50 50	
					食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率[%]	以下のと おり	0
					食品産業全体 食品製造業 食品卸売業 食品小売業 外食産業	85 70 45 40	
					建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率[%]	以下のと おり 95	0
					アスファルト・ コンクリート塊 建設発生木材	95 95	
					資源有効利用促進 法におけるパソコ ン及び小形二次電 池の自主回収・再 資源化率[%]	以下のと おり	0
					デスクトップパ ソコン ノートブックパ ソコン ブラウン管式表 示装置	50 20 55	
					液晶式表示装置 ニカド電池 ニッケル水素電 池 リチウムイオン	55 60 55	
					電池 小型制御弁式鉛 蓄電池	50	

		目標に関	関し達成しようとする水準が数値化	等により	り特定されている政策	策の有無	
政策番号	政策		達成すべき目標 (「達成目標」)	指標数	測定指標	目標値	指標の 目標値 等の設 定の有 無
					自動車リサイクル 法における自動車 破砕残さ及びガス 発生器(エアバッ ク類)の再資源化 率[%]	以下のと おり	0
					自動車破砕残さ	30 85	
					アバック類)		
					(間接)容器包装 リサイクル法に基 づく分別収集実施 市町村数(全市町 村数に対する割 合)[市町村数 (%)]	以下のと おり	0
					無色のガラス製容器	1,784 (97.9%) (計画値)	
					茶色のガラス製 容器	1,786 (98.0%) (計画値)	
					その他の色のガラス製容器	1,794 (98.2%) (計画値) 974	
						(53.3%) (計画値)	
						1,806 (98.9%) (計画値)	
					プラスチック製 容器包装 スチール製容器	1,517 (83.0%) (計画値) 1,821	
					, , , ३२.च भा	(99.7%) (計画値)	

_,		目標に	に関し	達成しようとする水準が数値化	;等により	り特定されている政治	策の有無	
政策番号	政策			達成すべき目標 (「達成目標」)	指標数	測定指標	目標値	指標の 目標値 等のの有 無
						アルミ製容器	1,822 (99.7%) (計画 値)	
						段ボール製容器	1,759 (96.3%) (計画 値)	
						飲料用紙製容器	1,591 (87.1%) (計画 値)	
		0	目標 4-3	一般廃棄物の排出抑制、リ サイクル、適正処理等を推進 する。	6	一般廃棄物の排出 量[百万½](国民 1人当たり[g/日]	50	0
						一般廃棄物のリサ イクル率[%]	25	0
						一般廃棄物の最終 処分量[百万 <sup>ト</sup> <sub>&gt;</sub> ]	6. 4	0
						一般廃棄物焼却炉 からのダイオキシ ン類の排出量[g- TEQ/年]	51	0
						(参考) ごみ発電 の総発電能力[MW]	2, 500	0
						(参考)ごみ発電 の総発電量[GWh]	11, 800	0
		0	目標 4-4	産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。	5	産業廃棄物の排出 量[百万 <sup>ト</sup> 。]	458	0
				7 0		産業廃棄物のリサ イクル (再生利 用) 率[%]	47	0
						産業廃棄物の最終 処分量[百万 <sup>ト</sup> <sub>ン</sub> ]	30	0
						産業廃棄物焼却炉 からのダイオキシ ン類の排出量[g- TEQ/年]	50	0
						高圧トランス等 (PCB廃棄物)の保 管量[万台]	0	0
		0	4-5 不通 廃棄 びほ	廃棄物の不法投棄等による 不適正処理の防止、特別管理 廃棄物の適正な処理の確保並 びに廃棄物及び特定有害廃棄		産業廃棄物の不法 投棄件数[件]	H11年度 に対し概 ね半減	0
				物等の適正な輸出入等の確保 を図る。		産業廃棄物の不法 投棄量[万 <sup>ト</sup> <sub>ン</sub> ]	H11年度 に対し概 ね半減	0

		目標に	三関し道	達成しようとする水準が数値化	等により	り特定されている政策	策の有無			
政策番号	政策			達成すべき目標 (「達成目標」)	指標数	測定指標	目標値	指標の 目標値 等のの 無		
						5,000トンを超え る産業廃棄物の不 法投棄件数[件]	0	0		
						(参考) バーゼル 法輸出承認件数 [件]	_	_		
						(参考) バーゼル 法輸入承認件数 [件] (参考) 廃棄物処	_	_		
			理法輸出確認件数 [件] (参考) 廃棄物処							
						理法輸入許可件数 [件]	_	_		
		0	目標 4-6	環境保全上効果的である浄 化槽の整備による生活排水対 策を講ずる。	3	浄化槽処理人口普及率[%] (間接)合併処理	12. 0	0		
		/K C III / 20		净化槽設置基数 [基]	_	_				
						(参考) 11条検査 受検率(単独処理 浄化槽を含む) [%]	_	_		
5	生物多様 性の保全 と自然生 の共進	0	わかい動用が関	態系のもたらす恵みを将来にって継承するため、国土全体 地域までの様々なレベルにお それぞれ多様な生態系及び が保全され、持続可能な利 図られる「自然と共生する社 と実現する。						
		0	目標 5-1	生物多様性国家戦略を始め とする自然環境保全のための 政策の策定、及びそのために 必要な情報の収集・整備・提 供を行う。また、国際的枠組 への参加等を通じて地球規模 の生物多様性の保全を図る。		(間接) モニタリ ングサイト設置数 [箇所]	1,000	0		
				0	目標 5-2	原生的な自然及び優れた自然の保全を図り、里地里山などの二次的な自然や藻場・干になる。		(間接) 国立公園 計画の点検実施済 地域数[地域]	57	0
				た保全を図るとともに、過去 に失われた自然を積極的に再 生する事業と、自然再生に係 る地域活動を推進するための 支援を実施することで、自然		(間接) 自然再生 推進法に基づく協 議会数[協議会]	増加傾向 を維持	Δ		
				環境の保全・再生を図る。		(間接)環境省の 自然再生事業実施 地区数[地区]	増加傾向を維持	Δ		

		目標は		等により	り特定されている政策	策の有無	
政策番号	政策		達成すべき目標 (「達成目標」)	指標数		目標値	指標の 目標値 等の設 定の有
			目標 希少野生動植物の生息状況 等の調査による現状把握と保護・増殖による種の保存、野生鳥獣の適正な保護・管理と 狩猟の適正化、遺伝子組換え 生物及び侵略的な外来生物へ の対策推進等による生物多様 性等への影響防止。	6	(参考) 脊椎動物 分類群における評における 一切なり、 一切なり、 一切ないでは、 一ないでは、 一ないでは、 一なっと、 一な、 一な、 一な、 一な、 一な、 一な、 一な、 一な、 一な 一な 一な 一な 一な 一な 一。 一な 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。	-	_
					(参考) 昆虫分類 群における評価対 象種に対する絶滅 のおそれのある種 数の割合[種数/種 数]	_	_
					(参考)維管東植物分類群における評価対象種に対する絶滅のおそれのある種数の割合 [種数/種数]	-	_
					(参考) 保護増殖 事業計画数[計画]	Ι	_
					(参考) 国指定鳥 獣保護区指定箇所 数[箇所]	88	0
					(参考)特定外来 生物指定種類数	I	_
			目標 自治体、動物販売業者によ 5-4 る飼い主等への適切な指導、 情報提供の確保、地域におけ る動物の適正飼養推進のため の体制作りを推進することに より動物の愛護と適正な管理 についての国民の意識の向上 を図る。	1	(間接) 都道府県 等による犬ねこの 引取り数[頭]	減少傾向の維持	$\triangle$
		0	目標 自然とのふれあい活動をサ 5-5 ポートする人材の育成・確保 や自然とふれあうための機会 や情報の提供、温泉の適正な 利用等を通じて、自然とのふ れあいを求める国民のニーズ	6	エコツアー総覧の年間アクセス件数[件]	21年度末 時点で17 年度比 50%増	0
			れのいを求める国民のニース に的確に応え、自然への理解 や大切にする気持ちを育成す る。		(参考)自然公園 等利用者数[千人]		
					(参考) パークボ ランティア登録人 数/地区数[人/地 区]	_	_

		目標に	i関しi	<b>達成しようとする水準が数値化</b>	等により	り特定されている政策	策の有無	
政策番号	政策			達成すべき目標 (「達成目標」)	指標数		目標値	指標の 目標値 等のの 無
						(参考)子どもパー クレンジャー参加 者数[人]		_
						(参考)インター ネット自然研究所 のアクセス数 (1 月のアクセス数) [件]		_
						(参考)国民保養温泉地年度延宿泊利用人数[人]	-	_
6	化学物質 対策の推 進	0	価する ケージ 形成を 管理し	学物質による環境リスクを評るとともに、リスクコミュニションを通じて社会的な合意と図りながら、環境リスクをし、人の健康の保護及び生態保全を図る。				
		0	目標 6-1	化学物質による人の健康や 生態系に対する環境リスクを 体系的に評価。	2	化学物質環境実態 調査を行った物質 数・媒体数[物質]	344	0
						環境リスク等初期 評価実施物質数 [物質]	36	0
		0	目標 6-2	化審法に基づく、新規化学物質の審査及び既存化学物質の安全性点検を計画的に進めるとともに、化管法に基づき、PRTR データを円滑に集計・公表し、活用することにより、環境リスクを管理し、	7	既存化学物質及び 既審査新規化学物 質について、生態 毒性試験を実施す る数(累計)[物質]	130	0
				人の健康の保護及び生態系の 保全を図る。		PRTR 対象物質の うち、環境基準・ 指針値が設定され ている物質等の環 境への排出量[トッ]	_	_
						(間接) Japan チャレンジプログラムによりスポンサー登録が行われる物質数 (累計) [物質]	約160	0
						(間接) 個別事業所 におけるPRTR データの開示件数 [件]	_	_
						<ul><li>(間接)ダイオキシン類についての1</li><li>人当たり一日摂取量[Pg-TEQ/kg/日]</li></ul>	4	0

		目標に		等により	J特定されている政策	策の有無	
政策番号	政策		達成すべき目標 (「達成目標」)		測定指標	目標値	指標の 目標値 等のの 無
					(参考) PRTR デー タ市民ガイドブッ クの作成及び普及 [回]	毎年度1回	0
					(参考)PRTR デー タの集計等及び公 表[回]	毎年度 1 回	0
			目標 リスクコミュニケーション に資する情報の整備、対話の 推進及び場の提供を図ることを通じて、化学物質に関シを通じコミュニケーシを推進し、市民、産業、行政等のすべての利害関係者における化学物質の環境リスクに係る正確で分かりやすい情報の共有と信頼関係の構築に努める。	2	(間接) 化学物質 ファクトシートの 作成(物質)等 (累計)[物質]	354	0
					(間接)化学物質と 環境円卓会議開催 回数[回]	定期的開催	Δ
			目標 化学物質関係の各条約 (POPs 条約、PIC 条約)に関連する国内施策を推進するとともに、OECD、UNEP 等の国際機関との連携及び諸外国との国際協力を図り、化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。	-	1	I	I
		_	目標 平成15年の閣議決定等に基 6-5 づき、国内における毒ガス弾 等による被害の未然防止を図 る。	-	_	_	
7	環境保健 対策の推 進	_	公害による健康被害について、 予防のための措置を講じ、被害の 発生を未然に防止するとともに、 被害者に対しては、汚染者負担の 原則を踏まえつつ、迅速な救済・ 補償を図る。				
			目標 公害に係る健康被害について、公健法に基づき認定患者で、公健法に基づき認定患者での公正な補償給付等の実施を確保するとともに公健法による健康被害予防事業団に係る環境汚染による健康影響の継続的監視及び局地的大気汚染の健康影響に関する調査研究等を行うことで、迅速かつ公正な救済及び未然防止を図る。	_	_	_	_

-1		目標に	- - -関し達成しようとする水準が数値化	等により	り特定されている政治	策の有無	
政策番号	政策		達成すべき目標 (「達成目標」)	指標数	測定指標	目標値	指標の 目標値 等の有 無
		1	目標 水俣病については、水俣病 7-2 被害者の救済対策、水俣病発 生地域の環境福祉対策の強化 を図る。また、水俣病経験の 情報発信と国際貢献及び水俣 病に関する総合的研究を進め る。	1		-	1
		_	目標 石綿の健康被害の救済に関 7-3 する法律に基づき、被害者及 び遺族の迅速な救済を図る。	-	_	_	_
			目標 7-4 5していると指摘されており、国民的な関心は高いが因果関係は科学的には明らかにされていない環境因子について、調査研究を推進する。①花粉症と一般環境との関係②化学物質の複合影響。③環境汚染物質以外の因子に関する健康影響基礎調査(一般環境中での電磁界ばく露、熱中症等)	_	_		
	環境・経 済・社会 の統合的 向上	0	市場において環境の価値が積極 的に評価される仕組みづくり、環 境保全の人づくり・地域づくりの 推進を通じて、環境的側面、経済 的側面、社会的側面が統合的に向 上する持続可能な日本社会を生み 出す。				
		0	目標 市場において環境の価値が 8-1 評価される仕組みづくりを通 じて、「環境と経済の好循 環」を実現することにより、 「健やかで美しく豊かな環境 先進国」を目指す。	7	環境ビジネスの市 場規模[兆円] 環境ビジネスの雇 用規模[万人]	約50 約140	0
					地方公共団体及び 民間団体における グリーン購入実施 率[%]	以下のと おり	0
					地方公共団体 上場企業 非上場企業	100 約50 約30	
					#1-物正素 (間接) IS014001、 エコアクション21 等の登録事業者数 [事業者]	増加傾向 を維持	Δ

		目標に	- 関し達成しようとする水準が数値化	等により	り特定されている政策	策の有無	
政策番号	政策		達成すべき目標 (「達成目標」)	指標数	測定指標	目標値	指標の 目標の設 定の有 無
					(間接)エコ/SRI ファンドの設定 数、純資産残高 [億円]及びその割 合[%]	増加傾向を維持	$\triangle$
					(間接)環境報告書公表企業(上場/ 非上場)[%]	約50/約 30	0
					(間接)環境会計実施企業(上場/非上場)[%]	約50/約 30	0
		0	目標 情報提供の充実等により、 8-2 地域に対する取組支援と地域 間の連帯を進め、環境に配慮	3	(間接)地域環境総合計画策定団体率 [%]	増加傾向 を維持	Δ
			した地域づくりの全国的展開 を図る。また、公害防止計画 を推進することにより、公害 の早急な解決と未然防止に努 め、地域住民の健康を保護 し、生活環境を保全する。		(間接)環境と経済 の好循環のまちモ デル事業実施に伴 うCO2排出削減量 [CO2換算な]	48, 000	0
					(間接)公害防止計 画策定地域を構成 する市区町村数 (地域数)	減少傾向 の維持	Δ
		0	目標 国民、事業者、民間団体、 8-3 地方公共団体、国などの各主 体が、環境保全に関してそれ ぞれの立場に応じた公平な役 割分担の下、相互に連携した 自主的・積極的取組が行える	3	(間接)地球環境 パートナーシップ プラザのホーム ページアクセス件 数[万件]	増加傾向 を維持	Δ
			よう、各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等		(間接)環境らしん ばん登録団体数 [団体]	2, 000	0
			を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。		(参考) 地球環境 パートナーシップ プラザのメールマ ガジン配信人数 [人]	増加傾向 を維持	Δ
		0	目標 NPO や事業者等、様々な主 8-4 体と連携しつつ、様々な場に おいて、すべての主体に対し て、学校・家庭・地域コミュ	2	(間接)環境カウン セラーの登録者数 (累計)[人]	5, 500	0
			ニティが連携した質の高い効果的な環境教育・環境学習を 行うことで、自発的、主体的 に取り組む意識を醸成する。		(間接)こどもエコ クラブがある市町 村の割合[%]	市町村の 50%	0
9	環境政策 の基盤整 備	0	各種の技術開発や研究の推進、 環境とそれに関連する様々な情報 の整備、意思決定の各段階への環 境配慮の統合といった、持続可能 な社会づくりを支える基盤の整備 を推進する。				

		目標に	関し	<b>達成しようとする水準が数値化</b>	;等により	り特定されている政	策の有無	
政策番号	政策			達成すべき目標 (「達成目標」)	指標数		目標値	指標の 目標値 等の有 無
		0	目標 9-1	各主体における環境配慮の 織り込みの推進や環境白書等 を活用した普及啓発等を行う など、環境基本計画の効果的		(参考)第三次環境基本計画の総合的環境指針(一部)	以下のと おり	0
				な実施により、環境保全に関する施策の効果的な実施を図る。		地球温暖化分野 :温室効果ガス の年間総排出量 (百万t-C02)	1, 231	
						物質循環分野	以下のと おり	
						資源生産性(万円/トン)	約39	
						循環利用率 (%)	約14	
						最終処分量(百 万トン)	約28	
						大気循環分野 大気汚染に係る 環境基準達成率	_	
						(%) 都市域における 年間の30℃超高 温時間数・熱帯	_	
						夜日数		
						水環境分野		
						公共用水域の環 境基準達成率 (%)	_	
						地下水の環境基 準達成率(%)	_	
						化学物質分野: PRTR 対象物質の うち環境基準・ 指針値が設定さ	_	
						れている物質等 の環境への排出 量(t/年)		
						生物多様性分野 : 脊椎動物、昆 虫、維管束植物 の各分類群にお ける評価対象種 数に対する絶滅	_	
						のおそれのある 種数の割合(%)		
						(参考) 環境白書 ホームページアク セス件数	_	_
		_	目標 9-2	環境に影響を及ぼすと認められる意思決定の各段階において環境影響評価制度等を通じ、環境保全上の適切な配慮を確保する。		(参考)環境影響 評価法に基づく手 続の実施累積件数 (当初から法によ るもの)[件]	_	_

-1		目標	に関し	達成しようとする水準が数値化	等により	り特定されている政策	策の有無	
政策番号	政策			達成すべき目標 (「達成目標」)	指標数	測定指標	目標値	指標の 目標値 等の 定の有 無
						(参考) 地方公共 団体における上位 計画等に係る環境 影響評価に関する 制度数[制度]	1	_
			目標 9-3	環境の状況の把握、問題の発見、環境負荷の把握・問題の発見、環境負荷の把握・境別、環境変化の機構や環境変化の機構や環境変化の機構を接続の解発など各種の研究開発を発の支援の整備、の研究開発を推進し、研究の当技の規発を推進し、対し、が関係を持続可能な社会の構築を持続可能な社会の基盤の基礎とする。	1	ナノテクノロジー を活用した環境技 術開発[開発数/着 手]	(技術の 実用化 数) H19年表 末 3 B20年5 H21年 6	0
			目標 9-4	環境保全施策を科学的、総合的に推進するため、環境問題に係る情報を体系的に整備し利用を図るとともに、様々	4	環境情報に関する 国民の満足度[%]	90	0
				なニーズに対応した情報を整備し、各主体への正確かつ適切な提供に努める。 また、地球環境問題から身近な環境問題までの現状と取		(参考) 環境省 ホームページアク セス件数[百万ア クセス]	190	0
				組について、各種媒体を通じた広報活動を行う。		(参考) 環境省 ホームページファ イル数[万ファイ	25	0
						(参考) 環境省 ホームページの外 国語版ページアク セス件数[百万ア クセス]	3. 5	0
合計	9政策	○=8 -=1			直接74 間接30 参考51		○= △= -=	12

- (注) 1 環境省の「平成20年度環境省政策評価書(事後評価)」を基に当省が作成した。
  - 2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表(実績評価関係)の記載事項」を参照
  - 3 環境省では、指標をその性格により、「直接指標」、「間接指標」、「参考指標」に 区分している。

直接指標は、目標の達成やその進捗状況が、当該指標により直接的に判断できるもの 又は影響を及ぼすものであり、評価に当たっては、指標の動向を把握し、その結果に基づき目標の達成状況にどのような影響を与えているかについて記載することとされている。

間接指標は、目標の達成やその進捗状況が、当該指標により間接的に判断できるもの 又は影響を及ぼすものであり、評価に当たっては、指標の動向を把握することとするが、 その結果に基づき目標の達成状況への影響等については必要に応じ記載することとされ ている。

参考指標は、目標の達成やその進捗状況を示す指標とは言い難いが参考になると考えられるものであり、指標の動向や目標の達成状況への影響等については、特に必要な場合に記載することとされている。

### 政策評価審査表(実績評価関係)の記載事項

欄名	記	載	事	項
「政策番号」欄	環境省の「平成 20 年度	度環境省政策	評価書(事後評価	j)」において評価対象政
	策ごとに付されている番	:号を記入した	-0	
「政策」欄	評価書の「施策名」欄	に記載されて	いる評価対象政	策の名称を記入した。
「目標に関し達成	目標に関し達成すべき	水準が数値位	とされている場合	る及び定性的であっても
しようとする水準	目標が達成される水準が	具体的に特定	Eされているもの	は、「○」を記入した。
が数値化等により	目標に関し達成すべき	水準は数値化	ごされていないも	のの、指標の測定値を向
特定されている政	上させる等の方向が示さ	れているもの	)は、「△」を記 <i>7</i>	した。
策の有無」欄	上記のいずれにも該当	しないものは	は、「-」を記入し	た。
	なお、評価対象政策に	複数の指標が	設定されている	場合には、少なくとも一
	つの指標について達成し	ようとするオ	<準が数値化等さ	れているものは「〇」、
	少なくとも一つの指標に	ついて、達成	しようとする水準	<b>準は数値化されていない</b>
	ものの、指標の測定値を	向上させる等	の方向が示され	ているものは「△」を記
	入した。			
「達成すべき目標	評価書の「施策の方針	」欄に記載さ	れている達成目標	票及び「当該施策を構成
(「達成目標」)」欄	する目標・指標及び評価	i」欄に記載さ	れている各目標	を記入した。
「測定指標」及び	「達成すべき目標」に	対する実績を	定期的・継続的は	こ測定するため使用する
「指標数」欄	指標及びその数を記入し	た。		
「目標値」欄	「達成すべき目標」に	ついての目標	厚とする値、水準	等を定めている場合に、
	その値、水準等を記入し	た。		
「指標の目標値等	各測定指標に着目した	場合の目標値	<b>重等の設定につい</b>	て、上記の「目標に関し
の設定の有無」欄	達成しようとする水準が	数値化等によ	い特定されてい	る政策の有無」欄と同様
	の分類により「○」、「△	.」及び「-」	を記入した。	

#### 3 事業評価方式による政策評価(事後)についての審査

#### (1) 審査の考え方と点検の項目

#### (政策効果の把握について)

行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成 13 年法律第 86 号)では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から評価を行うこととされている(同法第 3 条第 1 項)。また、基本方針において、事後評価は、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものとされている(基本方針 I-5-r)。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- ① 政策の実施により得ようとした効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。
- ② 政策の実施により実際にどの程度の効果が得られているのかが具体的に把握されているか。また、把握された効果が得ようとした効果の全体を表すものとなっているか。

#### (2) 審査の結果

「平成20年度環境省政策評価書(事後評価)」における事業評価方式による1件の政策評価(事後)についての審査の結果(事実確認の整理結果)は、以下のとおりである。

(全体注) 各府省の評価の実施状況を踏まえた課題等の整理・分析については、今年度内に別途取りま とめる予定である。

### 政策評価審査表 (事業評価 (事後) 関係)

整理番号	政	策	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性
1	個体識別		○ ■逸走動物の早期発見、遺棄された動物の	指標名 単位 H19年度 H20年度
	推進事業	<b></b>	「飼い主責任の明確化に資するため、家庭	①飼養動物に対するマイクロチップ措置 目標値 430,000 770,000
			動物等の飼養において、マイクロチップ	■ 登録頭数
			■をはじめとする個体識別措置の普及率向 ■上を図る。	②地方自治体におけるマイクロチップ等 目標値 47 99
			1. と囚る。	の個体識別措置を利用した飼い主発見 体制の整備     自治体数       現況値     36     60
			<指標 >	
	合 計		O=1	O= 1

- (注) 1 環境省の「平成20年度環境省政策評価書(事後評価)」を基に当省が作成した。
  - 2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表(事業評価(事後)関係)の記載事項」を参照

## 政策評価審査表(事業評価(事後)関係)の記載事項

欄名	記	載	事	項
「整理番号」欄	評価書に掲載された	政策について順	次番号を記入し	た。
「政策」欄	評価の対象とされた	政策の名称を記	入した。	
「得ようとしたタ	<b>め</b> 政策の実施により得	ようとした政策	効果を記入した	0
果の明確性」欄	得ようとした効果に	ついて、「何を」	、「どの程度」、	「どうする」のかが明ら
	かにされているなど、	どのような効果な	び発現したことを	ともって得ようとした効
	果が得られたとするの	か、その状態が具	具体的に特定され	ıているものは、「○」を
	記入した。「何を」、「と	ごうする」のかは	説明されている	ものの、「どの程度」か
	は明らかでないなど具	体的には特定さ	れていないもの	は、「△」を記入した。
	得ようとした効果につ	いての記載がな	いものは、「一」	を記入した。
「把握された効り	実際に得られた効果	を記入した。		
の明確性」欄	把握された効果の明	確性について、	上記の「得よう。	とした効果の明確性」欄
	と同様の分類により「	○」、「△」及び	「-」を記入し	た。